

# 第1章 計画の概要

## 第1 計画策定の背景

平成12年4月に、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、負担と給付が明確な社会保険方式を導入し、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できることを目的とした介護保険制度がスタートしました。

介護サービスを受ける被保険者の数は制度創設当初と比較して、3千人余から平成26年度の8千5百人余へと約2.8倍となりました。この間、介護サービス供給体制の整備も進んでおり、介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として着実に機能し、社会に定着したといえます。

目黒区の高齢者人口は、平成26年10月現在53,579人、高齢化率19.9%となっており、平成23年10月からの3年間で高齢者人口は4,737人増加し、全人口に占める高齢化率も約0.8ポイント増加しています。高齢化率の増加傾向は目黒区だけではなく、東京都の高齢化率21.6%（平成26年3月31日現在）、全国の高齢化率25.6%（平成26年3月31日現在）で全国的な傾向となっています。

また、目黒区においては後期高齢者（75歳以上）が増加しており、平成23年10月の25,068人に対し、平成26年10月では26,474人となっています。

今後、さらに高齢者人口の増加や後期高齢者比率の増加が見込まれ、介護保険の利用の拡大が確実視されています。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、認知症の高齢者の増加も見込まれ、これら支援を必要とする高齢者の生活を支えていく仕組みの構築が求められています。

平成26年6月、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じて医療と介護を総合的に確保することを目的として、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これに伴う介護保険法の改正が行われました。

この介護保険法の改正においては、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化を地域支援事業の充実事項として位置付けるとともに、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの機能重点化などの取り組みや、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げなどの、費用負担の公平化が進められることとなりました。

区においては、制度開始当初から介護保険事業計画を3年ごとに策定し、介護サービスの充実を図ってきたところですが、第6期においては、上記の社会状況に対応するとともに、人口の多い団塊の世代（1947年～49年生まれの世代）が75歳以上になる、10年後の平成37年（2025年）に向けてさらなるサービス体制の整備を図っていきます。

## 目黒区の高齢者人口（住民基本台帳）

（各年度10月1日現在）

	23年度	24年度	25年度	26年度
人口統計（住民基本台帳人口統計）	255,305	264,113	267,667	269,406
0～39歳	120,010	124,008	124,839	124,396
40～64歳	86,453	89,459	90,597	91,431
65～74歳	23,774	24,885	26,013	27,105
75歳以上	25,068	25,761	26,218	26,474
高齢者人口	48,842	50,646	52,231	53,579
高齢化率	19.1%	19.2%	19.5%	19.9%
後期高齢者比率	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%

※平成24年度からは外国人人口を含みます

## 第2 法律や制度の動き

＜平成25年12月 成立＞

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」  
 (社会保障制度改革プログラム法)

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などを明示した法律です。

この法律では、自助、共助、互助及び公助の適切な組み合わせという考えのもと、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の分野別方向性が示されました。

＜平成26年6月 成立＞

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(地域医療・介護総合確保推進法)

社会保障制度改革プログラム法を踏まえ、医療・介護のあり方を一体的に見直すために、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備を行う法律です。

## 介護保険制度改正の主な内容

### 地域包括ケアシステムの構築

#### ■地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

医療・介護連携	制度として位置付け連携強化
医療と介護のネットワークの構築により、効率的、効果的できめ細かなサービス提供を実現していく。取組みを行う中での市町村の役割を明確化する。	
認知症対策	事後的な対応から「早期・事前的な対応」へ施策の推進
認知症ケアパスを導入し、早期診断、早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現していく。	
地域ケア会議	制度化による強化
多職種連携、地域のニーズや社会資源の的確な把握が可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現していく。	
生活支援	体制整備の推進
生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していく。	

#### ■重点化・効率化

予防給付の見直し	新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設
全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を区市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化	
介護予防	効果的な取組の推進
多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等の活用により、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現していく。	
特別養護老人ホーム	重点化・効率化
特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定	

### 費用負担の公平化

保険料	低所得者の軽減を強化
給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を強化	
自己負担額	一定以上所得のある利用者の自己負担を引き上げ
一定以上所得のある利用者の自己負担を2割とする。また、医療保険の現役並み所得相当の人は月額上限を引き上げる	
補足給付	資産等の勘案
低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを勘案。	

その他、小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

### 第3 計画の目的

この計画は、高齢化の進行や一人暮らしの高齢者の増加等により、深刻化する介護問題の解決を図るため、介護保険事業に係る保険給付および介護予防に係る事業等を計画的かつ円滑に実施することを目的とします。

このため、被保険者に対して、介護サービスや介護予防サービスの提供見通しと基盤整備の目標を明らかにする一方、事業者等に対して供給量確保の協力を得るための指標とするものです。

### 第4 計画の位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、区における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して定めるものです。

また、介護保険事業計画は、目黒区保健医療福祉計画、東京都介護保険事業支援計画と連携をとりながら策定するものです。

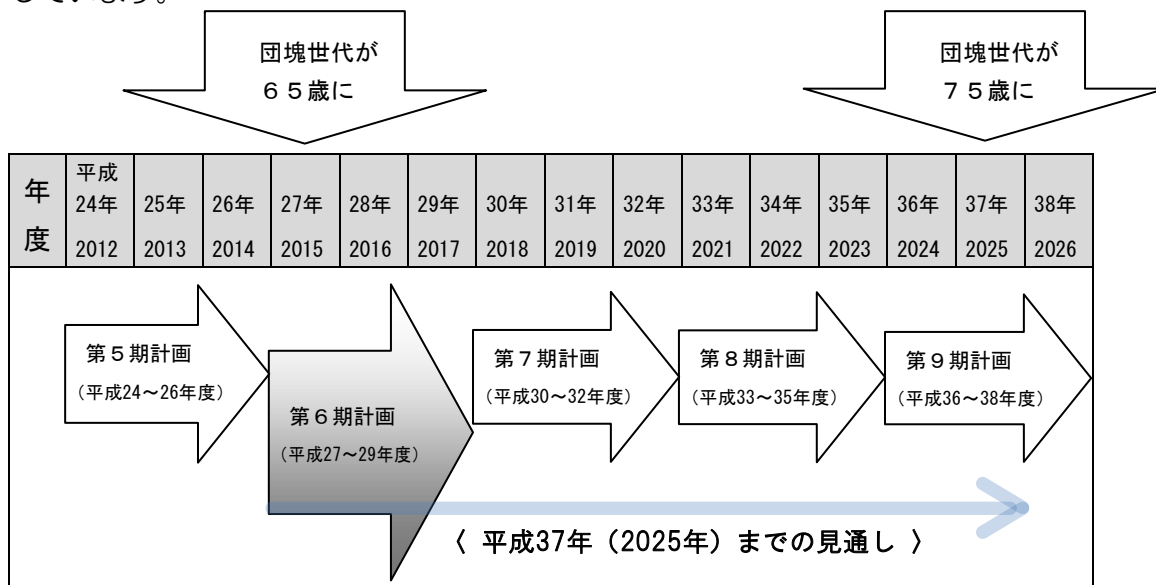
なお、第6期計画は、団塊世代が75歳以上を迎える2025年を見据えて、高齢者が地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の一層の充実を図るため、新たな視点での取組みを開始する計画でもあります。

### 第5 計画の期間

保険料は概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画は、3年を1期として作成します。

今回の第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、その後の計画については、第6期介護保険事業計画に係る検証等を行った上で平成29年度に必要な見直しを行い策定します。

計画の策定に当たっては、介護保険事業の実施状況及び平成37年までの中長期的な推計等を踏まえるとともに、地域福祉審議会の意見をはじめ区民の皆さんの意見を反映しています。



## 第6 計画の進捗管理

### 1 適切な対応策の検討

各年度において、次の項目について状況等を把握し、実施状況が計画と大きく異なる場合には、その原因を究明するとともに、適切な対応策を検討します。

- 要介護・要支援認定者数
- 各サービスの利用者数
- 各サービスの利用実績
- サービス基盤の整備
- 地域支援事業の実績
- 事業経費

### 2 目黒区地域福祉審議会への報告および意見聴取

介護保険事業計画は、地域福祉審議会の意見を反映させて策定したものです。

介護保険事業計画の進捗状況及び実績については、適宜、地域福祉審議会に報告を行い、その意見を踏まえて対応策の検討等を行っていきます。

## 第2章 介護保険事業計画の基本的理念

### 第1 基本的な考え方

#### ○ 区民の共同連帯

- ・ 区民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を地域社会全体で支えます。

#### ○ 地域福祉の一環としての制度の運営

- ・ 介護が必要になっても、個人の尊厳と人間性の尊重を基本とした日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で毎日を安心して快適に暮らせるよう、区民・行政をはじめとする関係者などが協力して取り組む地域福祉の一環として、介護保険制度を運営します。
- ・ 高齢者の生活を総合的に支える観点から、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく、効果的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

#### ○ 自立支援と介護予防

- ・ 元気な高齢者、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者、要支援・要介護状態にある高齢者のそれぞれを対象として、自立した生活を維持・向上できるよう、要介護状態の発生やその悪化をできるだけ防ぎ、さらには軽減を目指す介護予防の観点に立った施策を推進します。

#### ○ 保険者機能の強化

- ・ 区の実情に応じた事業の展開を進めていくとともに、介護サービスが介護保険制度の目的に沿って適正に運営されるよう指導等を強化します。

#### ○ サービスの質の向上

- ・ サービスの質の向上を図るため、事業者の自主的な人材育成や人材確保への支援、地域資源の育成支援などを行います。

#### ○ 利用者本位と利用者保護

- ・ 利用者が必要とするサービスを適切に選択できるよう、また、事業者間の適正な競争の下で良質なサービスが提供されるよう、区民等に向けて介護サービス情報を積極的に提供します。
- ・ 自らが契約することが困難な人を含め、すべての利用者がサービスを受けらうえで不利益を被らないよう、苦情対応や事業者指導の体制を強化します。

## ○ 介護サービス基盤の整備

- ・ 必要なサービスが住み慣れた地域で利用できるよう、介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービス供給量を確保します。このため、民間事業者の参入促進や既存施設の供給量改善など、民間活力の積極的な活用を図っていきます。

## ○ 公平で公正な負担

- ・ 負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づき制度を運営します。

## 第2 達成目標

介護が必要になる前から、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で、個人として尊厳をもって自立した生活が営めるような支援を行うとともに、利用者の心身の状況や本人の求め、置かれている環境等に応じて、良質かつ適切な介護サービスまたは介護予防サービスを提供し、安心して健やかに暮らせるまち「めぐろ」をつくることを目標とします。

## 第3 第6期における重点的な取組み

区では、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の4点を重点事項とします。

### 1 在宅医療・介護連携の推進

介護だけでなく、医療の支援を必要とする高齢者が増加している中であって、こうした高齢者とその家族を支援する体制を構築することが求められています。

こうした高齢者ができる限り、自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるために、退院支援から、日常の療養支援、病状の急変時の対応、看取り等、様々な局面で、在宅医療と介護が緊密に連携して、高齢者とその家族を支えていくことが必要です。

こうしたことから、区は、関係機関との連携のもとに、在宅療養・介護連携の推進に係る施策について総合的に取り組んでいきます。

### 2 認知症施策の推進

認知症高齢者の増加が今後も見込まれる中、認知症の人と家族への支援の充実は、喫緊の課題です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、これまでの様々な取組みを基に、認知症の人と家族への支援の充実に取り組めます。

これまでの認知症施策を踏まえて、認知症ケアパスを活用し、認知症の状態に応じたサービス提供と、認知症カフェや介護者の会等による人のつながりのネットワークとが、地域の中で有機的に機能するようにコーディネートしていきます。

また、認知症の初期状態からの対応を進めるため、認知症初期集中支援推進事業を実施し、認知症に対応した地域密着型サービスについては、分権改革の権限移譲などを踏まえた主体的な取り組みを進め、高齢者とは異なる固有の問題を抱える若年性認知症についても相談体制を整備します。

### 3 生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進

今回の介護保険法の改正では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、区市町村が効果的かつ効率的にサービスを実施することができる地域支援事業へ移行されることとなりました。（目黒区は平成28年度に移行予定）

この見直しに伴い、地域の支え合いの体制作りを推進するため、生活支援に係わるコーディネーターの配置を通じて、ボランティア、NPO、民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体等の多様なサービス提供者の確保と支援を図ります。

また、高齢になっても、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしい生活を営み続けるためには、まずは介護予防の取組が重要となります。元気な時から切れ目なく継続される介護予防の取組の中で、生活機能が低下した際には、リハビリテーション専門職の関与なども活用しながら「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素からバランスよく働きかけを行い、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し生活の向上を図る体制づくりを行っていきます。

### 4 高齢者の居住に係る施策との連携

住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を続けていくためには、保健・医療・福祉サービスの提供体制が整備されていることともに、住まいが確保されていることが不可欠の条件です。

こうしたことから、関係する計画との整合性を図りながら、高齢者のニーズを的確に把握し、公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、都市型軽費老人ホーム等の整備により、関係所管との連携を図りながら、高齢者の住まいの安定的な確保を図ります。



## 第3章 介護保険事業計画策定のための体制等

### 第1 目黒区地域福祉審議会における検討

区では、目黒区における福祉に係る計画の重要な事項について総合的に検討し、施策の推進を図るため、区長の付属機関として目黒区地域福祉審議会を設置し、保健医療福祉計画をはじめ、介護保険事業計画について諮問してきました。

第6期介護保険事業計画の策定については、平成25年7月に地域福祉審議会に諮問し、地域福祉審議会の介護・高齢者福祉小委員会での検討を経て、平成26年8月に中間のまとめ、平成26年10月に答申を受けました。この内容を踏まえて、第6期介護保険事業計画素案をまとめました。

### 第2 被保険者等の意見反映のための取組み

第6期介護保険事業計画策定に当たっては、地域福祉審議会の意見等を踏まえ、また、区として計画の素案をとりまとめた段階で公表するとともに、素案説明会の開催、意見募集を実施し、議会、関係団体、被保険者を含む区民から広く意見を求めます。

### 第3 都との連携

区の介護保険事業計画を策定する上では、東京都介護保険事業支援計画の広域的調整が必要であるため、当該計画と整合を図るよう、都と連携します。

### 第4 要介護者等の実態の把握

平成25年10月～11月に、介護保険制度や介護保険料の見直し、サービスの利用状況や今後の意向について区民の意向を把握するために、「介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査」を実施し、要介護者等の実態の把握に努めました。

- ① 居宅サービス利用者調査  
対象者：介護保険居宅サービス利用者 2,000人
- ② サービス未利用者調査  
対象者：認定を受けているがサービスを利用していない人 500人
- ③ 施設入所者家族調査  
対象者：施設入所者の家族 500人
- ④ 事業所調査  
対象者：5人以上にサービスを提供している区内事業者 159事業者
- ⑤ 日常生活圏域ニーズ調査  
対象者：上記①～③を除いた要介護2以下の第1号被保険者 2,000人
- ⑥ 高齢者の生活に関する調査  
対象者：上記①～③を除いた65歳以上の人 3,000人